6　「特別試験研究費に係る税額控除」、「前期繰越分」及び「繰越税額控除の計算に関する明細」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載すること。

7　「法人税額の特別控除額 ⑭又は(⑭＋㉑＋㉖) ㉗」の欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（⑭＋㉑＋㉖）」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「⑭又は」を消すこと。

別表六の二㈢の記載要領第二号の次に次の二号を加える。

3　「控除対象試験研究費の額の合計額」の各欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、記載を要しない。

4　「税額控除限度額 (((1)又は(4))×(7))又は(((1)又は(4))×(8)) (9)」の欄は、連結親法人事業年度が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(1)又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(4)」を消すこと。

別表六の二㈢付表二を削る。

別表六の二㈢付表一の表中

当期税額控除額（別表六の二(三)「11」）	を	当期税額控除額（別表六の二(三)「14」）
各連結法人における特別試験研究費の額「7の計」）	を	各連結法人における特別試験研究費の額（別表六の二(七)「7の計」）
当期税額控除額（別表六の二(三)「18」）	を	当期税額控除額（別表六の二(三)「21」）

に、

当期税額控除額（別表六の二(三)「14」）	に、	各連結法人における特別試験研究費の額（別表六の二(七)「7の計」）
当期税額控除額（別表六の二(三)「21」）	に、	繰越控除額（別表六の二(三)「23」）

を

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二(三)付表二）		
最初の超過連結事業年度の総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合	繰越控除金額（別表六の二(三)「23」）	
	直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表二「39の②」）	
	⑽－⑾	
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の⒀の合計）	
	⑿×⑬／⑭	
最初の超過連結事業年度の総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合	総額方式分控除可能額（最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表二「36の①」）	

を

連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二(三)付表三）		
最初の超過連結事業年度の総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合	繰越控除金額（別表六の二(三)「26」）	
	直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(三)付表三「27の②」）	
	⑽－⑾	
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	
	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額（各連結法人の⒀の合計）	
	⑿×⑬／⑭	
最初の超過連結事業年度の総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合	総額方式分控除可能額（最初の超過連結事業年度の別表六の二(三)付表三「25の①」）	

に、

当期税額控除額（別表六の二(三)「18」）	に、	繰越控除額（別表六の二(三)「23」）
		直前累積控除額（最初の超過連結事業年度直前の別表六の二(三)付表二「39の②」）